

# 茶・地域特産物振興総合対策事業費補助金交付要綱

平成 23 年 4 月 1 日 決裁  
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 31 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 2 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

## (趣旨)

- 第 1 条 県は、産地間競争に負けない足腰の強い特産物産地を育成するため、茶・地域特産物振興総合対策事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日 決裁）に基づき、別表 1 に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が実施する茶・地域特産物振興総合対策事業（以下「補助事業」という。）に要する経費、及び別表 2 に掲げる者（以下「間接補助事業者」という。）が実施する補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年 埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助対象事業等)

- 第 2 条 補助金交付の対象となる事業、補助率等は、別表 3 に定めるところによる。
- なお、支払い方法については、事業の目的及び事業実施主体の性質上、必要に応じて概算払いができるものとする。

## (申請書の様式等)

- 第 3 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。
- 2 規則第 4 条第 1 項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、補助金の交付申請をしようとする者に対して通知するものとする。
- 3 規則第 4 条第 1 項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

## (申請書の添付書類)

- 第 4 条 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 2 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する知事が定める事項に係る書類は、別表 4 のとおりとする。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表3の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、知事の付した条件に従い、知事の承認を受けようとする場合は、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、別表4に掲げる書類を添付する。

- 2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の中止及び廃止の場合を含む。)後30日以内とする。
- 3 第1項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第3項ただし書きに該当した各事業実施主体において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第5号により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号のとおりとする。

- 2 規則第14条の補助金の額の確定をするに当たっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(財産処分制限の緩和期間等)

第11条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。
- 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

- 第13条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄する農林振興センターの長を経由することとし、その提出部数は正副2部とする。
- ただし、市町村の区域を越え、県の区域等を対象とする広域的な事業の場合にあつては、農林振興センターを経由せずに知事に提出できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。
- 2 山間地域特産物流通指導費補助金交付要綱(平成6年7月18日決裁)、茶小規模条件整備事業費補助金交付要綱(平成14年7月24日決裁)及び茶育苗ほ設置事業費補助金交付要綱(昭和50年6月21日決裁)は廃止する。
- 3 この改正要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 4 この改正要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 5 この改正要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 6 この改正要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表1（第1条関係）

補助事業者
市町村
埼玉県西北部特産協会
一般社団法人埼玉県茶業協会
埼玉県茶苗木生産組合
市町村の区域を越えて活動する 広域農業協同組合

別表2（第1条関係）

間接補助事業者
農業協同組合
農業者の組織する団体 (代表者の定めがあり、組織及び運営につ いての規約の定めがあるものに限る。)

別表3（第2条及び第5条関係）

区 分	補 助 率	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 地域特産物生産振 興対策事業	当該補助事業費又 は 間接補助事業費の 1 / 3以内	1 20%を超える 経費の増減	1 事業実施主体の 変更
2 彩の国狭山茶供給 体制確立事業	当該補助事業費又 は 間接補助事業費の 1 / 3以内		2 事業の新設又は 廃止 3 設置場所の変更
3 茶生産条件整備事業	当該補助事業費又 は 間接補助事業費の 3 / 10以内		

別表4（第4条及び第9条関係）

区 分	知事が定める事項に関する書類
茶生産条件整備事業 ※茶苗生産対策事業を除く	1 市町村の補助金交付に関する規程、要綱等 2 別記様式 3 機械・施設の導入に関する事業にあつては、機械・施設の 管理運営に関する規程

様式第1号（第3条関係）

年度茶・地域特産物振興総合対策事業  
（事業）費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市町村長 氏 名  
（団体にあつては、  
所在地  
団体名  
代表者）

下記により、年度茶・地域特産物振興総合対策事業（事業）  
費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定によ  
り関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業の内容

事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	県費
			円	円
計				

4 経費の配分

補助事業に 要する経費	負担区分		
	県	市町村	協会費 (又は組合費)
円	円	円	円

5 補助事業完了予定年月日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	
			増	減
県 費	円	円	円	円
市町村費				
協会費 (又は組合費)				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	
			増	減
	円	円	円	円
計				

年度茶・地域特産物振興総合対策事業  
（ 事業）費補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号で申請の 年度茶・地域特産物  
振興総合対策事業（ 事業）費補助金については、下記のとおり  
交付する。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付方法
- 3 交付条件

- (1) 次の各号に掲げる場合は、知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分に把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

(4) 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付する場合は、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、補助事業者の承認を受けなければならないこと。

(ア) 間接補助事業に要する経費の配分、又は事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(イ) 間接補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

イ 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業者に報告してその指示を受けなければならないこと。

ウ 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

エ ウの財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間は、補助事業者の承認を受けずに、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならないこと。

オ エの補助事業者の承認を受けて、ウの財産を処分した場合において、当該処分により収入があった場合は、当該収入の全部、又は一部を補助事業者に納付しなければならないこと。

カ 間接補助事業者は、間接補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間整備保管しておかななければならないこと。

キ 知事が必要に応じて間接補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがあること。

(5) (4)により、補助事業者が付した条件に基づき、間接補助事業者から承認申請、又は報告があったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

また、財産処分に伴い、間接補助事業者から間接補助金の返納があった場合は、速やかに知事に報告して補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年度茶・地域特産物振興総合対策事業  
（事業）変更承認申請書

番 号  
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名  
（ 団体にあつては、  
所在地  
団体名  
代表 ）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた  
茶・地域特産物振興総合対策事業（事業）の実施について、下記  
のとおり変更したいので茶・地域特産物振興総合対策事業費補助金交付要綱第7条の規  
定により申請します。

記

（注） 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「補助金交付申請額」は「補助金変更申請額」に、「事業の目的」を「変更の理由」に書き換え、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第4号（第9条関係）

年度茶・地域特産物振興総合対策事業  
（事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名  
〔団体にあつては、  
所在地  
団体名  
代表者〕

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた  
茶・地域特産物振興総合対策事業（事業）が完了したので、補助  
金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり  
報告します。

記

（注） 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「補助金交付申請額」は「補助金交付決定額」に、「事業の目的」を「事業の成果」に、経費の配分の「補助事業に要する経費」を「補助事業に要した経費」に、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」に、「収支予算」を「収支決算」に、「本年度予算額」は「本年度精算額」に、「前年度予算額」を「本年度予算額」に書き換えるものとする。

軽微な変更があつた場合には、容易に比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

様式第5号（第9条関係）

年度茶・地域特産物振興総合対策事業  
（事業）費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

（ 団体にあっては、  
所在地  
団体名  
代表者 ）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助金について、茶・地域特産物振興総合対策事業費補助金交付要綱第9条の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 茶・地域特産物振興総合対策事業費補助金交付要綱第10条に基づく確定額  
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税の申告等により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円
- 5 消費税確定申告書提出日又は決定通知書通知日  
年 月 日 税務署提出（通知）

様式第6号（第10条関係）

年度茶・地域特産物振興総合対策事業  
（事業）費補助金交付確定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした補助金については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

茶・地域特産物振興総合対策事業

「茶生産条件整備事業」

実施（出来高）設計書

事業実施主体名

---

所在地

---

審 査	県		市 町 村	
	所 属		所 属	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名

設 計	区 分	所属機関名・氏名
	設 計 者	
	事業実施主体代表者	

1 補助事業の概要

(1) 事業量及び事業費

事業名	事業の内容、事業量	事業費
茶・地域特産物振興総合対策事業		
計		

(2) 事業費の負担方法

ア 負担区分

県費補助金	円
市町村費補助金	円
地元負担金	円

イ 地元負担金の調達方法

(3) 施行方法及び施行期間

事業名	施行方法	施行期間	
		着工（予定）年月日	竣工（予定）年月日
茶・地域特産物振興総合対策事業			

2 補助事業費内訳

機械・施設・資材の 内容	規格又は構造	数量又は 規模	事業費
			円
計			

3 経費明細（機械・器具以外のものがある場合に記入すること。）

工種等	規格	数量	単位	単価	金額

4 添付資料

- (1) 機械及び施設の配置図
- (2) 機械・施設・資材のカタログ
- (3) 機械・器具・資材以外については設計図等